

25生産第1043号
平成25年6月20日

各農政局生産部長 殿
北海道農政事務所農政推進部長 殿
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 殿

農林水産省生産局農産部技術普及課長

農作業中の熱中症に対する指導の徹底について

農作業中の熱中症事故は毎年発生しており、特に気温の高い7月、8月に事故が多く発生しているところです。気象庁が発表している3ヶ月予報での今夏の平均気温は、全国的に平年並み、又は平年より高いとされており、農作業時の熱中症対策が重要となっています。熱中症は、梅雨明け後の蒸し暑い日など、身体が暑さに慣れていない時に起こりやすい傾向があることから、今後の暑熱環境下での作業は特に注意が必要です。

つきましては、ほ場や施設内での農作業中の熱中症による事故を防止するため、「農作業安全のための指針（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）」において、暑熱環境下での作業の留意点についてとりまとめているところですが、熱中症の発生が急増する時期を迎えるにあたり、別紙により農業者等に対し周知を徹底いただくようお願いします。

なお、本年から熱中症搬送者数や死亡者数の急増する7月を「熱中症予防強化月間」と定め、関係省庁が連携し、熱中症予防の呼びかけ等を行っていくこととなりました。「熱中症予防声かけプロジェクト」と農林水産省が連携して作成したポスター及びチラシの活用、気象庁が発表する「高温注意情報」及び「高温に関する気象情報」などにも留意し、熱中症に対して十分な対策をとるよう貴管内都道府県への指導をお願いします。

農作業中の熱中症予防について

夏場等の暑熱環境下での作業は、熱中症を生じるおそれがあるので、次の事項に注意すること。

ア 日中の気温の高い時間帯を外して作業を行うとともに、休憩をこまめにとり、作業時間を短くする等作業時間の工夫を行うこと。水分をこまめに摂取し、汗で失われた水分を十分に補給すること。

　気温が著しく高くなりやすいハウス等の施設内での作業中については、特に気を付けること。

イ 帽子の着用や、汗を発散しやすい服装をすること。

　作業場所には日よけを設ける等できるだけ日陰で作業するように努めること。

ウ 屋内では遮光や断熱材の施工等により、作業施設内の温度が著しく上がらないようになるとともに、風通しをよくし、室内の換気に努めること。

　作業施設内に熱源がある場合には、熱源と作業者との間隔を空けるか断熱材で隔離し、加熱された空気は屋外に排気すること。

また、日頃からの農作業を安全に行うため、次の事項にも併せて留意すること。

ア 作業当日の気候条件や作業者の体調を勘案し、無理のない作業となるよう、余裕のある作業計画を立てること。

イ できる限り複数で作業を行うこと。複数で作業を行う場合は、事前にその日の作業について打合せを行うこと。一人で作業を行う場合は、家族等の関係者に作業内容や作業場所を明確に伝えておくこと。

ウ 万が一に備える観点からも、携帯電話を必ず身につけておくこと。また、緊急連絡先も登録しておくこと。

エ 高齢農業者に対しては、周囲の者による「声かけ」を通じて、お互いの農作業安全に対する意識の向上に努めること。また、高齢農業者が行う作業の分担や作業方法について地域において配慮すること。

オ また、この時期、梅雨による大雨や台風による災害も予想されるため、人命第一の観点から、ほ場の見回り等については、気象情報を十分に確認し、大雨や強風が治まるまでは行わないこと。また、大雨等が治った後の見回りにおいても、増水した水路など危険な場所には近づかず、足下等、ほ場周辺の安全に十分に注意し、転落、滑落事故に遭わないよう慎重に行うこと。

「熱中症予防強化月間」の実施について

平成25年 6月 4日
関係省庁連絡会議決定

1. 越旨

熱中症対策については、政府において、関係省庁連絡会議を設置し、熱中症の予防と応急対策に係る知識の普及、熱中症対策関連情報の周知や地域の実情に応じた対策の推進を図ってきたところである。

しかしながら、平成22年度以降、夏期（7～9月）における熱中症による救急搬送者の数は急増し、平成23年度以降はその数が毎年4万人前後で推移するなど、日中の屋外での労働やスポーツの現場での発生のみならず、夜間や屋内も含め、多様な生活環境下において、高齢者も含め幅広い年代層で発生しており、こうした多岐に渡る状況に効果的に対応するため、より一層の国民や関係機関への周知等が重要となっている。

こうした状況を踏まえ、また、国民一人一人が正しい知識を持つことで、熱中症の被害を減らすことができることに鑑み、熱中症搬送者数や死亡者数の急増する7月を「熱中症予防強化月間」（以下「月間」という。）と定め、国民や関係機関への周知等の効果をあげることにより、熱中症の発生を大幅に減らすことを目的とするものである。

2. 期間

毎年7月1日から7月31日までの1か月間

3. 実施体制

熱中症関係省庁連絡会議の構成員である消防庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、気象庁及び環境省が、他の関係省庁の協力も得て、国民や関係機関への周知等を行うものとする。

4. 月間設定に伴う主な取組事項

月間中に関係省庁が取り組むべき事項は、以下に掲げる取組を含め、予め関係省庁連絡会議において検討、決定するものとする。

- ① 国及び地方公共団体の関係機関等におけるポスターの掲示等による月間設置の周知
- ② 月間中を含め関係省庁等が実施する熱中症関連の取組の取りまとめとその周知
- ③ 月間中に関係省庁等が実施する行事において熱中症予防の呼びかけ

(参考)

熱中症について

熱中症とは…

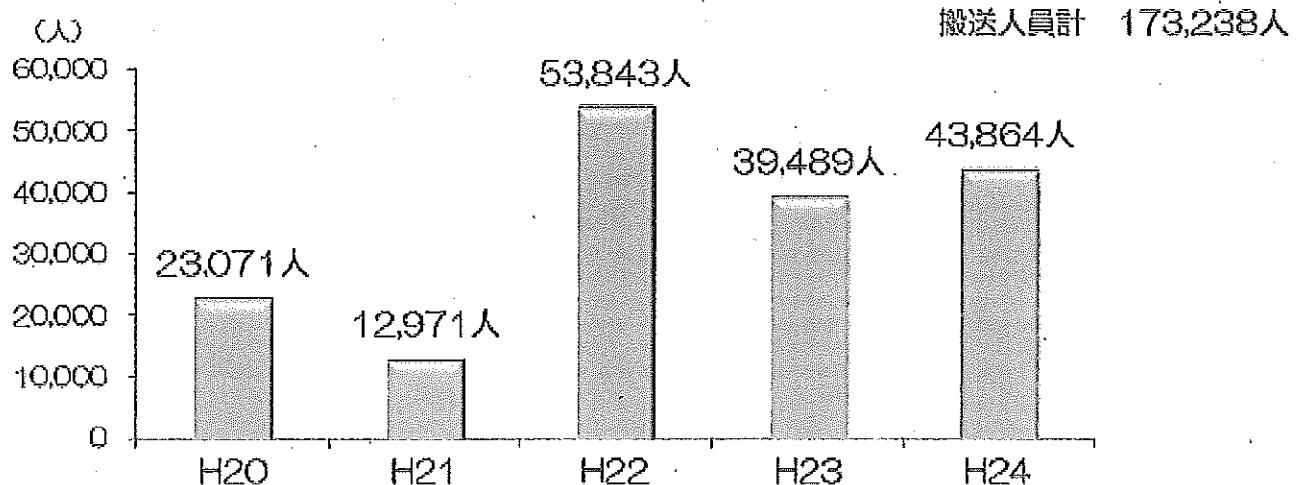
- 高温多湿な環境下で、体内の水分や塩分のバランスが崩れたり、体温調節機能がうまく働かないことにより、体内に熱がたまり、筋肉痛や大量の発汗、さらには吐き気や倦怠感などの症状が現れ、重症になると意識障害などが起こります。
- 気温が高い、湿度が高いなどの環境条件と、体調が良くない、暑さに体がまだ慣れていないなどの個人の体調による影響とが重なることにより、熱中症の発生が高まります。
- 屋外で活動しているときだけでなく、室内で特に何もしていなくても熱中症を発症し、救急搬送されたり、死亡する事例が報告されています。

急に暑くなった日は特に注意！

室内にいるときも注意が必要！

熱中症による救急搬送が増えています

熱中症による救急搬送者の推移（平成20年～平成24年 7月～9月）



出典URL (厚生労働省)<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200001ei44-att/2r985200001ei82.pdf>
(消防庁)<http://www.fdma.go.jp/html/data/tuchi2506/pdf/250503-1.pdf>